

■議案第25号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社奇想天外」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町ホビー館

施設の所在地 四万十町打井川1458番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 株式会社 奇想天外

団体の所在地 四万十町下呉地字下影野157番3号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町ホビー館については、自然豊かな地域資源を活用し、交流人口の促進による地域の活性化を図り、新たな本町の観光拠点として地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的に、フィギュア等の資料の収集、保管、展示をはじめ、目的に関連する業務を行う施設となっておりまして、平成26年4月1日より平成29年3月31日まで、「株式会社奇想天外」を指定管理者に指定し、管理運営業務を行っていただいています。

指定期間中は、系列会社である海洋堂の製品のみならず、さまざまな分野の作品を取り扱い、通常の展示だけではなく企画展示やイベントなども実施しています。

さらに、会社の目的として、まちおこし事業を掲げており、施設の目的に沿った活動が行える会社であるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

1～2 項省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 項省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

四万十町ホビー館条例（抜粋）

（指定管理者が行なう業務の範囲）

第 5 条 町長は、ホビー館の業務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続により行うものとする。

3～ 略